

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する
関係書類の様式

収入証紙小売さばき人の指定

幼稚園助教諭免許状の授与

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法施行規則による指定医療機関の廃
止の届出

鳥取県災害対策本部設置要綱の廃止

保安林の解除予定

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災
害防止施設事業等補助要綱の廃止

道路位置の指定

換地処分の一部変更

昭和三十八年九月十二日付け鳥取県選挙管理
委員会告示第二十五号中訂正

◇正誤

昭和三十八年九月十二日付け鳥取県選挙管理
委員会告示第二十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百八十一号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第二百二十八条第一項に規定する関係書類の様式を次のとおり定め、昭和三十八年九月十七日から施行し、昭和三十六年九月鳥取県告示第五百五十七号（鳥取県税条例により証紙をちよう付すべき関係書類及び証明書の様式について）は、廃止する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(裏)

狩猟免許税に関する証明書

狩猟免許税の申告に必要がありますから、下記事項について証明願います。

昭和 年 月 日

市町村長殿

申告者 氏名

(1) 昭和 年度の県民税の所得割額を納付することを要しないこととなつた明細

合計所得金額	所得控除額	課税所得金額	算出税額	税額控除額
円	円	円	円	円

(2) 所得状況

(3) 家族状況(本人を含む。)

営業所得	円	氏名	年齢	続柄	職業	摘要
農業所得	円					(世帯主)
給与所得	円					
山林所得	円					
合計所得金額	円					

上記のとおり相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市町村長

- (注) 1 鳥取県税条例第125条第2号に該当する者(甲種、乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもの)は、この証明書を作成して、市町村長の証明を受けて提出すること。
- 2 上記以外の者については、(3)家族状況欄のみ記載して提出すること。
- 3 (1)、(2)欄については、該当しないものは、斜線で消すこと。

(表)

狩猟免許税申告書

収入証紙ちよう付欄

狩猟免許	番 号	
	種 類	
	年 月 日	
税 額	狩猟免許税	円
	入 猟 税	円
	合 計 額	円

摘 要

上記のとおり申告します。

昭和 年 月 日

住所
職業
氏名

鳥取県知事

殿

鳥取県告示第四百八十二号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定に基づき、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定したので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

指定番号	小売さばき人	住 所	鳥取県知事 石 破 二 朗
三三四	社団法人鳥取県獺友会本部	米子市岩倉町四三番地	鳥取県知事 石 破 二 朗
	代表者 長浜 晃輔	米子市岩倉町四三番地	鳥取県知事 石 破 二 朗
		社団法人鳥取県獺友会本部	鳥取県知事 石 破 二 朗
			指定年月日
			昭和三十八年九月一日

鳥取県告示第四百八十三号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

免許状の種類	鳥取県知事 石 破 二 朗
番号	氏 名
昭三八幼助三号	中川 温恵
幼稚園助教諭免許状	鳥取県東伯郡羽合町

鳥取県告示第四百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和三十八年八月 六日	入江 医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	産婦人科、内科	入江 正昭
" 七月十五日	川本 "	大字保五番地の二	外科、内科	川本 薫

鳥取県告示第四百八十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 理 由	廃 止 年 月 日
入江 医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八	内科、産婦人科	開設者死亡	昭和三十八年八月 五日
川本診療所	大字幼二五八番地二	外科、内科	新築移転のため	七月 十四日
鳥取県立中央病院上私都	八頭郡家町麻生	内科	八頭郡家町に施設全部を移管のため	三月三十一日

鳥取県告示第四百八十六号

鳥取県災害対策本部設置要綱(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百八十二号)は、昭和三十八年九月十七日限り廃止する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一、九五三の三(「次の図」に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

町立老人医療保護施設敷地とするため(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一、一九四の一〇

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二(一) 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字伐株字大谷山二五〇、二五一、二五二、二五三の一、二五三の二、字扇子平二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六八、二六九、二七〇 字柳ヶ谷二七二、二七五、二七六、二七七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

三(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八東水字中船戸屋敷二、六五三の二、六六八の一字船ヶ谷二、六六九の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百八十九号

農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに災害防止施設事業等補助要綱(昭和三十五年十二月鳥取県告示第六百二十一号)は、昭和三十八年九月十七日限り廃止する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年九月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 道路の位置の 道路の幅員 所及び氏名 指定場所 及び延長

鳥取市湯所 鳥取市湯所町二丁目 幅員 四メートル
二七七 三六五番一 六メートル
二七八 合併 二丁目 延長 五八メートル
小泉 四〇九番の一部

鳥取県告示第四百九十一号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年九月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市東品治町一〇四番地の五	鳥取市田島字見尾杖	幅員 四メートル
中野みつ子	一三三番一の一部	延長 一七、八五メートル
	一三三番二の一部	一七、八五メートル

鳥取県告示第四百九十七号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業施行地第五工区の宅地について昭和三十八年八月二十九日換地処分の一部変更があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和三十八年九月十二日付け鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号中次の箇所誤りがあつたので訂正する。

頁 左右の別 行 誤 正
36 左 終りから4 4回計140,000 4回計149,841

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

〔定価 一部月極二五〇円(送料共)〕